

アドベンチャーツーリズム商品造成業務委託仕様書

1 業務の目的

主に欧米豪からの外国人観光客誘致において高付加価値で持続可能性のある旅行としてアドベンチャーツーリズム（以下「AT」※という）が注目されている。本県においても、令和3・4年度に県内関係者を対象に人材育成、機運醸成を目的とした研修会を行ったところである。本事業では、来年度以降の本格的な商品販売を見据え、ATの専門知識を持つ民間事業者のノウハウを活用し、ATコンテンツ及びコースの造成や商品化に向けて必要な人材養成等を実施するものである。

※アクティビティ、自然、異文化体験のうち2つの要素以上で構成される旅行形態

2 業務の名称

アドベンチャーツーリズム商品造成業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

4 業務の概要

(1) ATコンテンツ及びコースの造成

ATに親和性がある県内素材を活用し、ATコンテンツ及びコースの造成を行うこと。また、コースは、本県の地域資源ブランド（ユネスコエコパーク、世界農業遺産、日本ジオパーク、日本遺産、日本農業遺産）の資源を活用するなど、本県ならではのストーリーを持つ内容とすること。コースは、2～3コース程度造成すること。

(2) 人材養成

ATコンテンツ及びコースの造成エリアにおいて、来年度以降の本格的な商品販売に向けて必要となる地域コーディネーターやスルーガイド等の養成を図ること。

(3) モニターツアーの実施

国内先進地等の有識者を招請の上、モニターツアーを実施し、商品販売に向けたコンテンツ及びコースに関する課題や改善案等の提案を行うこと。

5 成果品等の提出

全ての業務完了後、実績報告書を作成し、速やかに県（観光推進課）に提出すること。

6 個人情報の管理等

本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

7 その他の留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、宮崎県観光推進課と協議の上、決定すること。
- (2) 業務にかかる一切の経費は、全て事業費に含むこととする。